

Kターン若者雇用拡大奨励金チェックシート

＜申請を検討されている方はこのシートでチェックしてください＞

次の項目すべてが「はい」に該当する方が奨励金の対象者となります。

1 雇用された時点の年齢が満40歳未満でしたか？	は い ・ いいえ
2 この制度で定義する「Kターン」に該当していますか？※詳細は裏面を参照	は い ・ いいえ
3 働いている会社は久慈市内にありますか？	は い ・ いいえ
5 雇用された日から6か月間が経過しましたか？ ※申請期限は6か月経過後、1年以内です。	は い ・ いいえ
6 雇用された日(から14日以内)から申請時点までの間、久慈市民ですか？ ※平成27年度においては、平成27年4月1日以降に転入された方が対象です。	は い ・ いいえ
7 久慈市に納める税金を滞納していませんか？	は い ・ いいえ
8 勤めている会社の社長さんや役員さんなどの2親等以内の親族(祖父母・父母・兄弟姉妹など)ではありませんか？	は い ・ いいえ

【事業所の方は、以下の項目も確認してください】

9 「常用雇用者」として雇用されていますか？ ※「常用雇用者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する方を指します。 ア 期間の定めがない雇用をした者又は期間の定めがある雇用をした者で、雇止めをする予定がないもの イ 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上である者 ウ 雇用保険の一般被保険者	は い ・ いいえ
10 他の奨励金を申請しませんか？	は い ・ いいえ
11 雇用した日から5年間市外に転勤することはありますか？	は い ・ いいえ

わからないことがありましたら、↓の問い合わせまでご連絡ください。

●お問い合わせ・お申し込み先

久慈市 商工振興課

〒028-8030 久慈市川崎町1-1 ☒syoukou@city.kuji.iwate.jp

TEL:0194-75-3891 FAX:0194-75-3536



【Kターンについて】

- (1) Uターン 久慈市から久慈地域（久慈市、洋野町、野田村及び普代村をいう。）外に移住し、かつ、5年以上居住した後、久慈市に転入すること。
- (2) J Iターン 岩手県外に5年以上居住した後、久慈市に転入すること。
- (3) 大卒等新卒Kターン 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校を雇用される年の3月に卒業し、及びその年の6月末日までに雇用されて久慈市に転入することその他この要件に準じると市長が認めたこと